

平成30年3月30日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局では、「平成29年度行政評価等プログラム」に基づき、平成30年3月から下記のテーマについて行政評価局調査を実施することとしましたので、公表します。

- **消費者事故対策に関する行政評価・監視－医業類似行為等による事故の対策を中心として－**
消費者の安全・安心を図る観点から、医業類似行為等による事故に対する関係府省における被害防止対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- **女性活躍の推進に関する政策評価**
女性活躍を更に推進する観点から、事業者における①女性活躍推進法に基づく取組、②女性活躍の推進に関する取組の実施状況を把握するとともに、当該取組の効果を検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施

(連絡先)

＜消費者事故対策に関する行政評価・監視－医業類似行為等による事故の対策を中心として－＞

総務省行政評価局評価監視官（財務、文部科学等担当）

担当：宮澤

電話：03-5253-5435（直通）、FAX：03-5253-5436

＜女性活躍の推進に関する政策評価＞

総務省行政評価局評価監視官（内閣、規制改革等担当）

担当：島岡

電話：03-5253-5442（直通）、FAX：03-5253-5436

＜行政評価局調査全般について＞

総務省行政評価局総務課

担当：長澤

電話：03-5253-5407（直通）、FAX：03-5253-5412

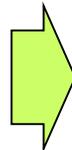
※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。
<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

消費者事故対策に関する行政評価・監視 — 医業類似行為等による事故の対策を中心として —

(※) 医業類似行為等とは、マッサージ、鍼灸、整体、カイロプラクティック、美顔エステ、痩身エステ、脱毛エステ、まつ毛エクステ等の行為を指す。

調査の背景

- 骨太方針2017では、消費者の安全・安心を確保するため、「消費者事故等の情報収集・分析強化と発生・拡大防止」を図ることとしている
- 消費傾向が商品への支出からサービスへの支出へと変化。サービスによる事故の割合も増加
(参考資料P.1参照)



- サービスによる事故のうち、医業類似行為等(※)においては、国家資格の必要な施術と不要な施術が混在。事故の対策についても、個別作用法で対応すべきか消費者安全法で対応すべきか明確でないなどの課題あり



- 消費者の安全・安心を図る観点から、医業類似行為等による事故に対する関係府省における被害防止対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 事故情報の収集状況

- 関係機関から消費者庁への事故の通知状況等

2 事故の発生・拡大防止の実施状況

- 関係機関の情報共有、情報に応じた消費者への注意喚起や事業者に対する行政指導の実施状況等

3 その他

- 相談窓口の周知状況等

主要調査対象

調査対象機関

国家公安委員会(警察庁)、消費者庁、消防庁、厚生労働省

関連調査等対象機関

(独)国民生活センター、都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

平成30年3月～31年3月(予定)

女性活躍の推進に関する政策評価(総合性確保評価)

調査の背景

- 人口減少社会に突入し、労働力人口を維持し、生産性を引き上げることが、持続的成長の最大の課題
- 上記課題解決のためには、働く女性が希望に応じ能力を十分に発揮できる働き方の実現が重要
- 近年、女性就業率は上昇している一方で、管理的立場に就く女性の割合は低いなどの状況
(参考資料P.2参照)

- 平成28年4月に女性活躍推進法が全面施行され、事業者にも数値目標等を定めた行動計画の策定・公表、女性活躍に関する情報の公表等を義務付け(常時雇用労働者300人以下の事業者は努力義務)
- 国は、事業者に対する助成金等の交付、普及啓発事業等を実施

- 女性活躍を更に推進する観点から、事業者における
 - ①女性活躍推進法に基づく取組
 - ②女性活躍の推進に関する取組の実施状況を把握するとともに、当該取組の効果を検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施

主要調査項目と調査の視点

1 女性活躍推進法に基づく取組の実施状況とその効果等

- 事業者における女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・公表状況、女性活躍に関する情報の公表状況等

2 女性活躍の推進に関する取組の実施状況とその効果等

- 事業者における女性活躍推進のための各種取組の実施状況等

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、厚生労働省

関連調査等対象機関

事業者、関係団体等

調査実施期間

平成30年3月～31年3月(予定)

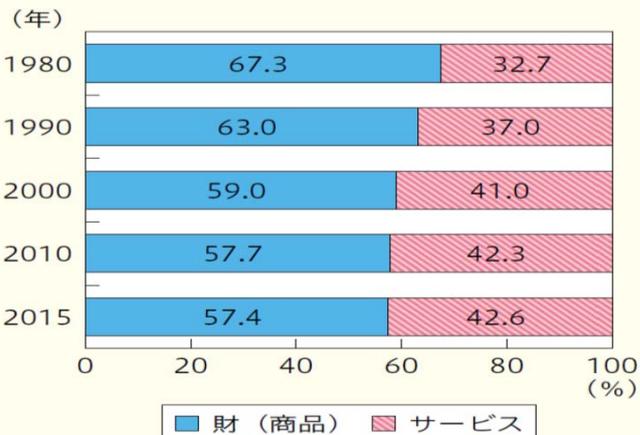
参 考 資 料

- 1 消費者事故対策に関する行政評価・監視－医業類似行為等による事故の対策を中心として－・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 女性活躍の推進に関する政策評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○ 経済財政運営と改革の基本方針2017
(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

消費者の安全・安心を確保するため、消費者事故等の情報収集・分析強化と発生・拡大防止、悪質事案においても確実に被害の回復を図る取組、消費者教育や消費者志向経営の促進、高齢者等の見守りネットワーク構築等を図る。

○ 財・サービス支出の内訳の推移



(注) 平成28年度消費者白書から抜粋

○ 事故情報データベースシステムに登録された事故の商品等分類別の推移

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	大分類	件数								
1	保健衛生品	613	保健衛生品	987	保健・福祉サービス	573	保健・福祉サービス	496	保健・福祉サービス	501
2	保健・福祉サービス	497	保健・福祉サービス	629	保健衛生品	552	保健衛生品	423	保健衛生品	356
3	住居品	269	住居品	252	住居品	270	他の商品・サービス	239	他の商品・サービス	228
4	他の商品・サービス	248	他の商品・サービス	244	他の商品・サービス	265	住居品	211	住居品	217
5	建物・設備	200	建物・設備	190	建物・設備	241	建物・設備	201	建物・設備	188
6	車両・乗り物	134	車両・乗り物	137	車両・乗り物	149	車両・乗り物	138	車両・乗り物	112
7	食料品	86	食料品	123	食料品	106	文具・娯楽用品	87	食料品	93
8	家電製品	86	家電製品	81	文具・娯楽用品	72	食料品	84	家電製品	64
9	文具・娯楽用品	61	文具・娯楽用品	73	家電製品	55	家電製品	51	文具・娯楽用品	53
10	被服品	43	被服品	56	被服品	46	被服品	49	被服品	43
11	光熱水品	2	光熱水品	10	光熱水品	8	光熱水品	8	光熱水品	3
12	無記入	2	無記入	6	無記入	6	無記入	2	無記入	2
総計		1,837	総計	2,245	総計	1,793	総計	1,567	総計	1,453

- (注) 1 事故情報データベースシステムに登録された事故情報を基に当省が作成した。
 2 平成30年3月6日時点で、事故の被害として死亡又は30日以上の治療を要すると登録されている事故情報について、受付年度別及び事故原因と疑われる商品等別(大分類)に集計している。
 3 1件の事故に対して複数の商品等が原因となる場合があるため、商品等別(大分類)の事故件数の延べ数と「総計」欄の数値とは一致しない。

○ 医業類似行為等の内訳

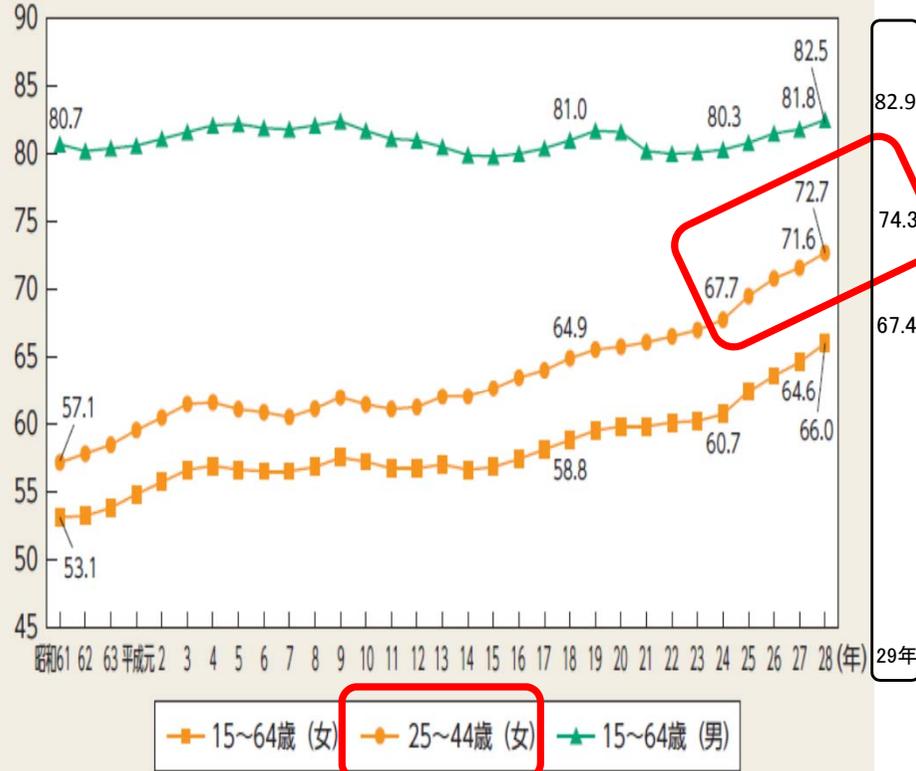
国家資格が必要な施術	あん摩、マッサージ、指圧 鍼、灸 柔道整復	あん摩マッサージ指圧師 はり師、きゆう師 柔道整復師
	医療行為	医師
	美容行為(まつ毛エクステンションなど)	美容師
国家資格が不要な施術	整体、カイロプラクティック 脱毛エステ、痩身エステ 美顔エステ	

- (注) 1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)、医師法(昭和23年法律第201号)及び美容師法(昭和32年法律第163号)並びに各法令の関連通達を基に省が作成した。
 2 「国家資格が不要な施術」欄に記載したものであっても、その内容によっては国家資格が必要な施術とされる場合がある。
 (例)脱毛のうち、毛乳頭や毛脂線開口部等を破壊する行為は医療行為に該当することから、施術には国家資格(医師免許)を要する。

【25歳から44歳までの女性就業率】

- ◆目標は平成32年までに77% → 現状は74.3%(H29)
- ◆近年、女性就業率は向上(67.7%(H24)→74.3%)
→過去5年間のペース(1.32%/年)が続けば期限までに達成

(%) <女性就業率の推移>



(備考) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

就業率=就業者/15歳以上人口×100

資料出所:「平成29年版男女共同参画白書」

注1:平成29年のデータは総務省で追加

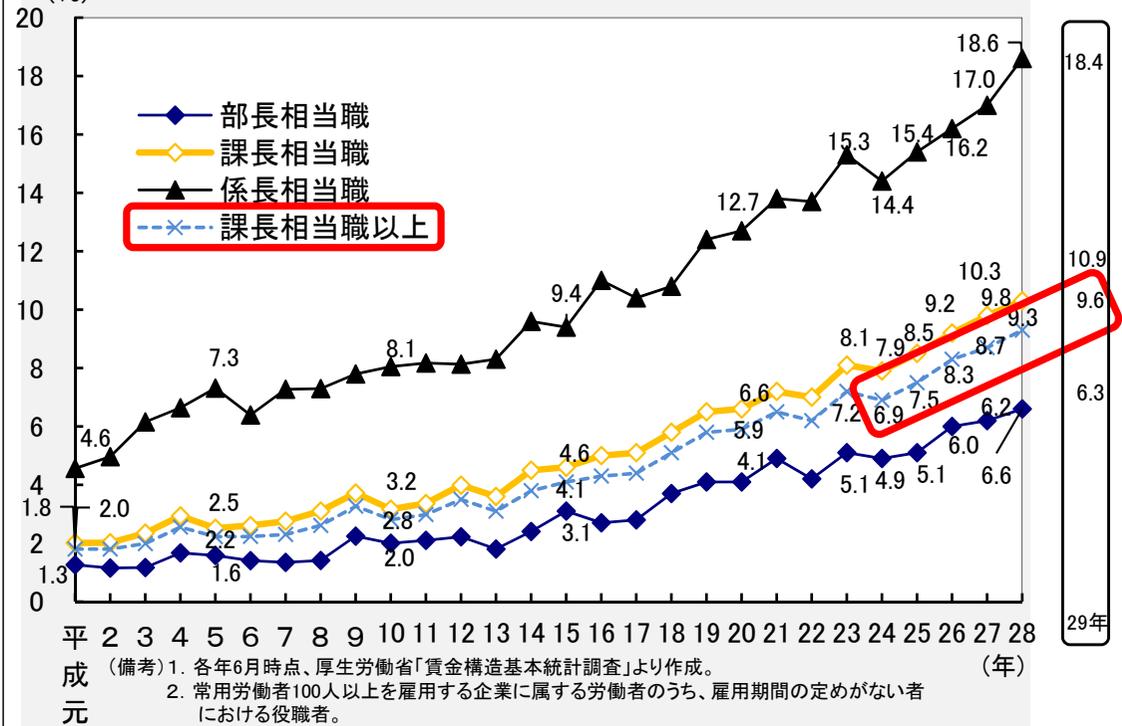
注2: は総務省で追加

【指導的地位※に占める女性の割合】

※法人・団体等における課長相当職以上の者など(平成19年男女共同参画会議決定)

- ◆目標は平成32年までに30% → 現状は9.6%(H29)
- ◆近年、割合は向上(6.9%(H24)→9.6%)
→このペース(0.54%/年)でいけば、期限までの達成は難しい

(%) <民間企業の管理職等に占める女性割合の推移>



(備考) 1. 各年6月時点、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

2. 常用労働者100人以上を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者における役職者。

3. 課長相当職以上は、課長相当職+部長相当職の値。

4. 管理職の定義について

・部長級:事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2

課以上からなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む。)のもの

・課長級:事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上から

なり、又は、その構成員が10人以上(課長を含む。)のもの

資料出所:内閣府資料

注1:平成29年のデータは総務省で追加

注2: は総務省で追加